

日医発第 1275 号（保険）

令和 4 年 9 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「看護職員処遇改善評価料の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について（その 2）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定において、看護の処遇改善につきましては、「看護職員処遇改善評価料」を新設し、令和 4 年 10 月 1 日より適用することとし、関係告示・通知等が令和 4 年 9 月 5 日付けで示されたところであります。

今般、厚生労働省より、看護職員の処遇改善に関する Q & A 「看護職員処遇改善評価料の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 2）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

看護職員処遇改善評価料の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その 2）
(令 4.9.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和4年9月27日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

看護職員処遇改善評価料の取扱いに関する疑義解釈資料
の送付について（その2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第269号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項及び基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（看護の処遇改善）」（令和4年9月5日保医発0905第2号）により、令和4年10月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いいたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係
(看護職員の処遇改善)

【看護職員処遇改善評価料】

問1 区分番号「A500」看護職員処遇改善評価料の施設基準における「看護職員等の数（保健師、助産師、看護師及び准看護師の常勤換算の数をいう。）」に、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業又は育児・介護休業法第23条第2項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第24条第1項の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の看護職員等も含むのか。

(答) 含まない。

【看護職員処遇改善評価料】

問2 区分番号「A500」看護職員処遇改善評価料の施設基準において、「特定した賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならないこと。」とあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症対応を行った場合における手当について、感染状況を踏まえて減額・廃止する場合は、業績等に応じて変動するものとして賃金項目の水準低下には当たらないものと考えてよいか。

(答) 差し支えない。